

日本代協 ニュース

<発行者> 一般社団法人 日本損害保険代理業協会 会長 金子智明
東京都千代田区有楽町 1-12-1-321 TEL 03(3201)2745
日本代協ホームページ(URL)http://www.nihondaikyo.or.jp

INDEPENDENT INSURANCE
AGENTS OF JAPAN INC.



2018 年度通常総会付議事項等を審議 ～5 月 11 日(金)第 1 回理事会開催～

5/11 理事会では下記事項が報告・審議されました。会議に先立ち、金子会長より以下の内容の挨拶がありました。

❖2017 年度も、最後まで三冠王獲得に向け、熱い取り組みを展開いただき、7 代協が三冠王に輝いた。山梨・熊本・奈良・京都が 4 連覇、滋賀が 2 連覇、三重・愛媛が初入賞であった。一年間の活動に感謝申し上げる。

❖前回理事会以降の主なトピックスの報告

① 3/23:防災経済コンソーシアムの設立総会に参加した。
「防災経済行動原則」が策定され、日本代協も関係団体と取組状況の共有を図りながら、地域のリスクマネージャーとしての役割を果たしていきたい。5/25 に第 1 回事務部会(部会長は損保協会)を開催し、日本代協の取組み発表を行う予定である。

② 4/21:安倍首相主催の「桜を見る会」(新宿御苑)に政治連盟の山本事務局長と参加してきた。毎年満開の八重桜も今年は葉桜でつつじ鑑賞がメインだったが、各界の業界人・有名人・芸能人が数多く招待されており、にぎやかだった。

③ 5/10:損保労連との意見交換会・懇親会を実施した。
(1.)代理店が保険会社担当者に期待すること～これからの時代のあるべき保険会社担当者の姿(2.)地震保険のさらなる普及に向けて(3.)長時間労働につながる商慣習の見直しに向けて、という 3 つのテーマについて意見交換を行った。

【主な決議事項】

1. 通常総会 日程・運営・付議事項等の審議

❖2018 年度通常総会の日程・運営・付議事項等について、会長から提案され、全会一致で承認されました。

<開催日> 2018 年 6 月 14 日(木)

<会場> 損保会館 2 階大会議室

<次第>

10:00～通常総会

11:10～ご挨拶(金融庁保険課長 岡田 大 様)

11:40～理事会

13:00～政連臨時代議員会 / 14:00～全国会長懇談会

17:00～セミナー(講師・吉田桂公弁護士)

<総会付議事項>

第 1 号議案:2017 年度(第 54 期)事業報告案承認の件

第 2 号議案 2017 年度(第 54 期)貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録承認の件

第 3 号議案 全役員任期満了に伴う役員選任の件

ご案内 代理店賠償 “日本代協新プラン” ～(次年度の契約内容)情報～

❖代協正会員を対象とした代理店賠償“日本代協新プラン”は 10 月 1 日に満期を迎えます。(募集用帳票は 8 月中旬頃一括送付:補償内容、保険料等の契約条件は昨年度と同様です)

❖「代理店経営のプロテクター」として、代協加入の最大のメリットであり、低廉な保険料で幅広い補償内容を備えた代協正会員専用の団体保険ですので、継続的に未加入者への働きかけをお願いいたします。

❖「代理店賠償責任保険・日本代協新プラン」の本年度の募集要領は下記の通りです。

保険期間:2018 年 10 月 1 日(月)～1 年間

募集期間:2018 年 8 月 10 日(金)～9 月 4 日(火)

引受保険会社:Chubb(チャブ)損害保険株式会社

～CPCUサンフランシスコ支部共催～ 第 37 次 PIAS 米国研修の開催決定

昨年度より現地研修の受け入れ先を CPCU サンフランシスコ支部(ゴールドゲイト支部)に変更し、従来のカリキュラムを踏襲したうえで、下記の通り本年度の開催が決定しました。

・研修期間:6 月 1 日(金)～6 月 8 日(金)全 8 日間

・研修場所:サンフランシスコ

・費用:298,000 円+PIAS 研修費用 900 US
ドル(サーチャージ等別)

・参加人数:14 名

・事前研修:5 月 18 日(金)日本代協事務局にて実施済

「防災経済コンソーシアム」設立 ～内閣府の要請を受け日本代協もメンバーに～

❖大規模自然災害に備え、事業者の災害リスク軽減の観点から、事業者自らの経済面の備えを国民運動として促すため、災害リスクマネジメント実践の継続的な取り組みを推進する枠組みとして、内閣府の中に「防災経済コンソーシアム」が設立されることとなり、2018 年 3 月

23 日に設立総会が開かれました。今後、各団体との意見交換を行いながら、リスクマネジメントの考え方を広げていく予定です。検討状況は今後随時報告いたします。

**～自動運転に関わる制度整備の動向～
過渡期は運行供用者責任を維持し、現行法維持**

【自動運転にかかわる制度整備大綱の概要】

❖2025 年までは自動運転車とそうでない車が混在するため、過渡期は現行法を維持する。運行供用者責任を維持しつつ、保険会社等による自動車メーカー等に対する求償権行使の実効性確保のための仕組みを検討する。

❖ハッキングによる事故で、自動車の保有者が運行供用者責任を負わない場合の損害については、盗難車と同様に政府保証事業で対応することが適当である。

❖過渡期では、自動運転システムのソフトウェアやデータ等をアップデートすることや、システムの要求に応じて自動車を修理することなどの注意義務を運行供用者が負うことが考えられる。

❖レベル 3 以上の自動運転システムで運転以外に認められる行為は今後監督管庁において検討されるが、TV・映画鑑賞、携帯電話保持での通話・メール送受信、両手をハンドルから離れた状態での食事・読書・パソコン使用・会議・事務作業などの取り扱いが対象となる。なお、睡眠や飲酒は認められない行為とされる見込みである。

**2017 年度 各種取り組み表彰の実施
～6/14 全国会長懇談会での表彰予定～**

【表彰内容】

①年金基金

- ・(キャンペーン入賞) 山梨、富山、京都、岡山、熊本
- ・(キャンペーン後、年度目標達成) 岐阜、三重、滋賀、奈良、愛媛
- ・会長特別表彰：[V4]山梨[V5]京都・奈良・熊本

②会員増強

- ・福岡・・・基準 I 目標達成+会長特別表彰[V14]
- ・三重・・・基準 II 目標達成
- ・山梨、滋賀、京都、奈良、徳島、愛媛、高知、長崎、熊本・・・基準 III 達成
- ・会長特別表彰：V14 達成の福岡、V6 達成の高知、V5 達成の滋賀、V4 達成の山梨・京都・奈良・長崎・熊本
- ・連 Q 稼働達成：山梨、三重、奈良、徳島、福岡

③2 月会員増強キャンペーン表彰

- ・入賞代協は、山梨、滋賀、福岡、熊本

④3 冠王

- ・山梨、熊本、奈良、滋賀、三重、京都、愛媛
- ・山梨・熊本・奈良・京都は 4 連覇、滋賀は 2 連覇、三重・愛媛は初受賞

**働き方改革：長時間労働につながる
「商慣習の見直し」に向けた共同宣言(案) 検討**

❖働き方改革「長時間労働につながる『商慣習の見直し』」に向けて損保労連と共同宣言を締結して取組むことの提案があり、理事会にて下記の内容が承認された。基本的なスタンスとして、お互いを配慮し合うことが重要となる。

❖業界レベルで「商慣習の見直し」の取組みを推進するため、損保労連と日本代協との共同宣言の締結を行い、業界レベルの取組みを推進する。問題の解消に向けた業界の素地醸成を図った上で、各地域や各現場で生じている長時間労働につながりうる商慣習を企業・組織内で丁寧洗い出し、企業・組織の枠を超えて論議を深め、今後、具体的な対策を講じていく。

**長時間労働につながる商慣習の見直しに向けた
共同宣言(案)**

- 相手関係法令や社内のワークルールに違反しないよう配慮する。
- 営業時間外や休日における電話や打合せは極力控えるよう配慮する。
- 各種業務の依頼にあたっては、適切な期日を設定するよう配慮する。
- お互いの業務領域を守るよう配慮する。

**<自転車保険/関連情報>
全国の自治体での加入義務化が加速**

❖自転車事故の高額賠償例が目立つ中、自治体での加入義務化が進められています。兵庫県・大阪府・滋賀県・鹿児島県・埼玉県・京都府など 6 府県で賠償責任保険等への加入が義務付けられており、また、石川県金沢市で自転車条例が改正・施行されて、加入が義務化されました。(※何れも罰則規定は設けられていない)

❖全国的に自転車による高額賠償事例が散見されており、自転車利用者の社会的責任が問われていることも、義務化の背景にあります。過去には、小学生が高齢の女性と衝突して死亡させた約 9500 万円の高額損害賠償判決も出ています。

❖兵庫県が発端となった自転車保険の加入義務の流れは 4 月 1 日に埼玉県が導入したことで、全国的な広がりを見せています。県には「自転車保険にどうやって加入すれば良いのか？」という問い合わせが増えているとのことであり、まずは特約付帯の推進をお願いします。